

(案)

区域計画の変更の認定申請書

令和 5 年 6 月 19 日

内閣総理大臣 殿

広島県・今治市国家戦略特別区域会議

令和 3 年 3 月 25 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域工場等新增設促進事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 2-5 別紙

広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画

令和 5 年 6 月 19 日
広島県・今治市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容
(1)～(9) 略

(10) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業

内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業)

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

① 呉市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙 2

【令和 5 年度より実施】

① 呉市

【現状】

本市に所在する特定工場には、創意工夫と自助努力により事業拡大する企業も多数ある中、建替えや新增設による工場拡張のニーズも多数あるものの、現行の制度では拡張できないとの声が市内企業より多く上がっており、市外への移転を検討する企業も出てきている状態である。日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区を始め、複数の大手企業撤退等の問題を抱える呉市としては、産業の競争力強化や地域経済の活性化等のために、生産施設の新增設を促進する必要がある、今回、工場拡張ニーズの高い「既存工場（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の対象を除く。）」、「桑畑・郷原・苗代・長谷工業団地」、「呉市総合スポーツセンター」を対象に、本事業を申請するものである。

国家戦略特区制度の趣旨を踏まえ、産業の国際競争力の強化のため生産施設の新增設の促進を目的とし、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

【申請対象工場詳細】

①既存工場（地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の対象を除く。）（全8軒）

本市では地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例により、工業地域・工業専用地域に属する現状の広島県準則を満たしていない既存工場については、緩和措置が設けられている。

一方で、地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の対象外となっている既存工場（現状の広島県準則を満たしている工業地域・工業専用地域に属する既存工場や工業地域・工業専用地域以外に属する既存工場）は古くから存在しており、近隣にも余剰地が少ないにも関わらず、現状適用される緩和措置もないため、生産施設の新增設は困難な状況である。

②桑畑・郷原・苗代・長谷工業団地

創意工夫と自助努力で事業拡大する企業が多数あり、呉市内でも多くの雇用を創出する中核企業が集積している。建替えや新增設による工場拡張ニーズも多数あるものの、現行の制度では拡張できない企業が多く存在する状況である。

③呉市総合スポーツセンター

今後、産業団地として民間に売却する方針であるが、産業団地として活用す

る際に、現在適用されている緑地面積率・環境施設面積率では十分な生産施設の新設は困難な状況である。

ア) 事業実施区域

- ・ 既存工場（地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の対象を除く。）（別紙2-1から2-5の工場）
- ・ 桑畑工業団地（別紙2-6の区域）
- ・ 郷原工業団地（別紙2-6の区域）
- ・ 苗代工業団地（別紙2-7の区域）
- ・ 長谷工業団地（別紙2-8の区域）
- ・ 呉市総合スポーツセンター（別紙2-8の区域）

イ) 既存準則に代えて適用しようとする準則の内容

本事業は、国家戦略特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。国家戦略特区制度の趣旨を踏まえると、産業の国際競争力の強化のため、生産施設の新増設の際の自由度を高める必要があり、この観点からできるだけ低い基準が望ましい。

他方、周辺地域の生活環境との調和の観点からは、周囲の住環境との緩衝帯を設ける等、緑地を維持する必要がある。

以上の点を総合的に考慮し、緑地面積率、環境施設面積率を以下のとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
①既存工場（地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の対象を除く。）	100分の5以上	100分の5以上
②桑畑・郷原・苗代・長谷工業団地	100分の5以上	100分の5以上
③呉市総合スポーツセンター	100分の5以上	100分の5以上

ウ) 実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項

【①既存工場（地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の対象を除く。）】

本市では、「緑地等の有効配置」、「地域社会との共存」、「自然環境への貢献」の3つの視点から、より質の高い緑地形成の方針を示す「第3次呉市環境基本計画」を令和5年度から施行しており、本計画に基づく下記の方針を踏まえた取組を企業に働きかけることで、緑地面積率緩和による緑地機能の低下を防ぐ

等、周辺環境との調和に配慮を求めていく。

特例活用事業者は、呉市と上記計画に基づく「公害防止協定書」を締結、周辺地域における環境保全に努めることを含めた覚書を交わす。協定締結後は、緑化計画を含めた実施計画を策定し、計画的かつ効率的に実施する。また、適切な履行を確保するために必要があるときは立入調査等を行い、協定に違反していると認められる場合には改善指示を行うことで、実効性のある緑化保全、推進を図る。

○緑地等の有効配置

- ・敷地周辺への緑地等の環境施設等の配置により、工場間の延焼など、災害の広がりを防止
- ・敷地周辺に低・中・高木を適切に配置することで、緑のボリュームを向上させるとともに、工場周辺からの建物やプラントの圧迫感を緩和
- ・緑地を活用した休憩スペースを設置

○地域社会との共存

- ・周辺の工場緑地や地域の緑地との一体化
- ・地域住民への定期的な敷地開放や工場内の公開、地域イベント（祭り、花火大会など）への工場敷地の開放
- ・環境美化活動や環境学習会などの緑地を活用した地域貢献活動の実施

○自然環境への貢献

- ・工場の新增設においては、創エネルギー、省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、脱炭素など環境問題への対策に率先して取り組む。
- ・工場内のヒートアイランド化対策を推進
- ・駐車場や舗装面に保水性素材を用いて、地表面の温度上昇を抑制
- ・樹種の選定にあたっては、地域環境に適合した「潜在自然植生」を中心に多様な花木の混植により、生物多様性を確保

以上の方針を企業に働きかけていくものである。

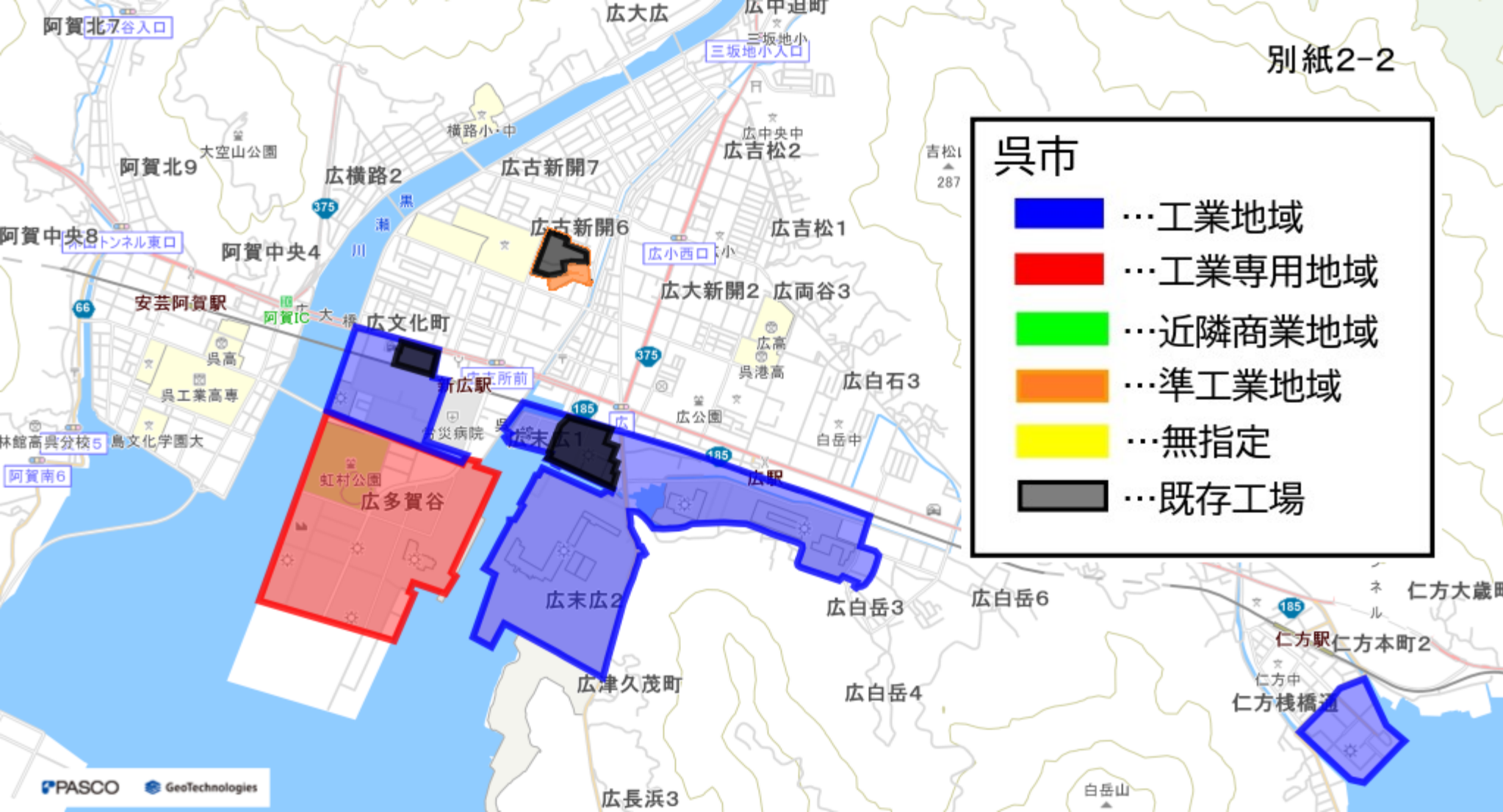
また、本事業は老朽化が進む既存工場の建替え等を促進することも目的としており、建替え等が進むことで、エネルギー効率向上によるCO₂削減効果や防災機能の向上等も期待できることから、本事業の推進は周辺環境との調和に資するものである。

【②桑畑・郷原・苗代・長谷工業団地、③呉市総合スポーツセンター】

桑畑・郷原・長谷工業団地、呉市総合スポーツセンターの各団地周辺は森林、田に囲まれており住宅は存在しない。苗代工業団地は北・南・東側は森林に囲まれており周辺に住宅が存在しないが、団地西側には住宅が存在する。しかし、各工場外側の大部分は木などの緑地に囲まれていること、また、住宅と工業団地の間には道路や田などがあり、分断されていることから、現時点でも周辺環境との調和が十分に図られている状態である。

また、団地周辺森林の所有者は国・市・工業団地内の企業・民間人等であり、管理主体はそれぞれの所有者となっているが、当該区域は市街化調整区域であり、「都市計画法第 34 条許可基準」により、国及び市の開発行為の他、企業や民間人の開発行為に関しても規制が強いため、引き続き森林の維持を図っていくことは可能である。また、民有林については伐採の際に森林法第 10 条の 8 の規定で市への届出と伐採 5 年後の的確な更新を記載した計画書の提出を義務づけており、特区条例施行後も市の管理により適切な森林の維持が図れる見込みである。

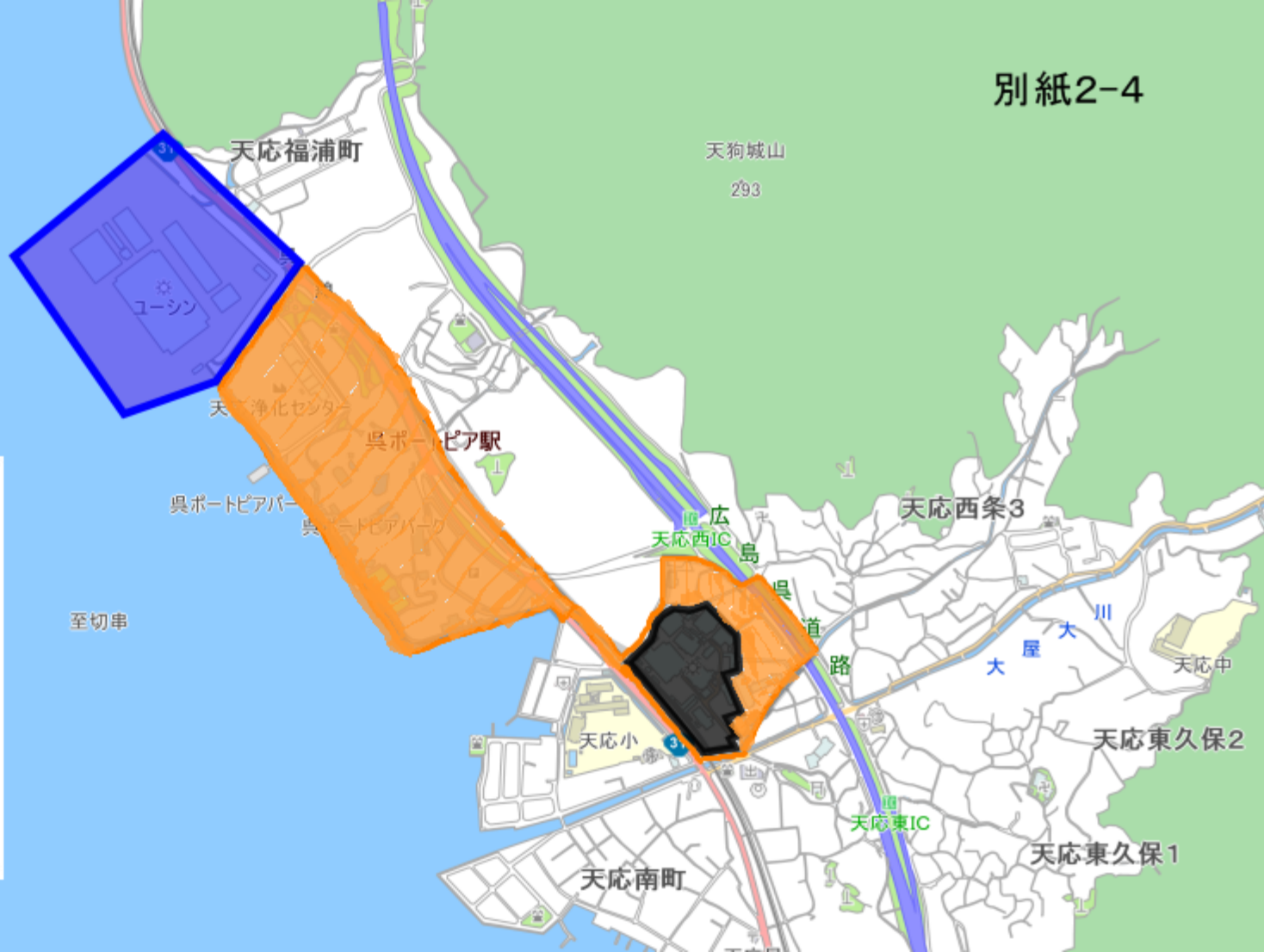
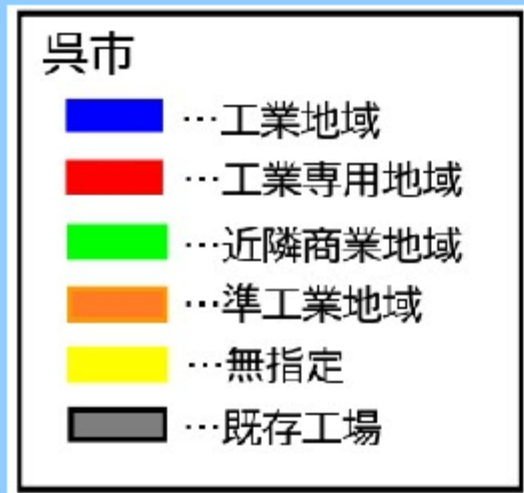
以上の状況に加え、「第 3 次呉市環境基本計画」の推進により、本事業後も引き続き周辺環境との調和は図られるものである。





呉市

- …工業地域
- …工業専用地域
- …近隣商業地域
- …準工業地域
- …無指定
- …既存工場











吳市

- 工業地域
- 工業専用地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域
- 無指定
- 既存工場



別紙 2 - 6

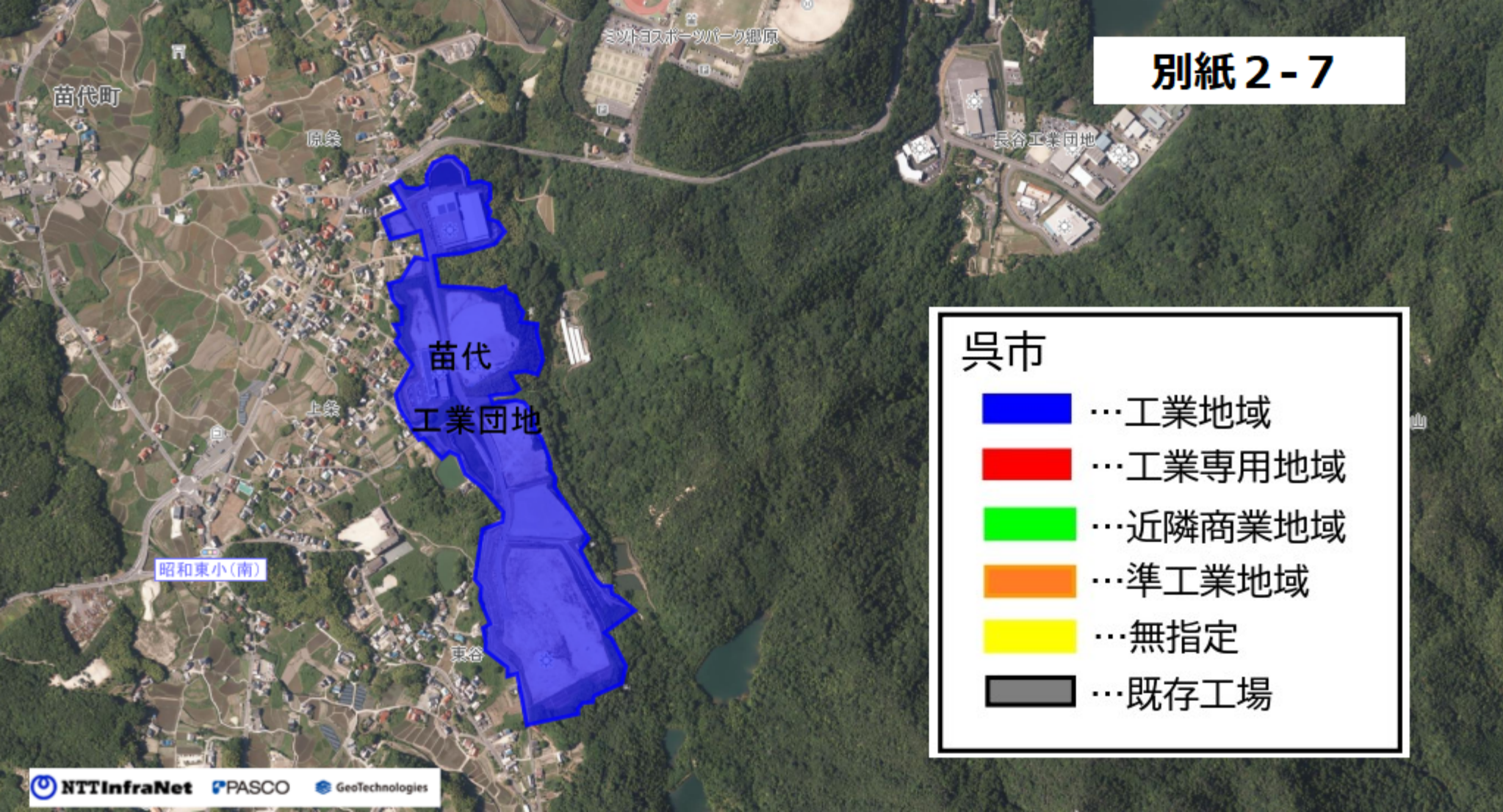
呉市

-  ...工業地域
-  ...工業専用地域
-  ...近隣商業地域
-  ...準工業地域
-  ...無指定
-  ...既存工場







桑畑工業団地

郷原工業団地

別紙 2-7



呉市

-  …工業地域
-  …工業専用地域
-  …近隣商業地域
-  …準工業地域
-  …無指定
-  …既存工場

呉市

- …工業地域
- …工業専用地域
- …近隣商業地域
- …準工業地域
- …無指定
- …既存工場

呉市総合
スポーツセンター

長谷
工業団地

新旧対照表

広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業</u> <u>内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例</u> <u>(国家戦略特別区域法第20条の2に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業)</u> <u>以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。</u></p> <p>① <u>呉市</u> <u>実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙2</u> <u>【令和5年度より実施】</u></p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(9) 略</p> <p>[加える。]</p>